請　　　書

年　　　月　　　日

（発注者）

松川町長　宮下　智博　様

（受注者）

住　　　所

商号又は名称

代表者氏名

　松川町で使用する物品等を納入することについて、裏面の契約事項を承諾し、確実に履行することを誓約してお請けします。

記

１　業　務　名

２　品名、規格・型式等、数量及び契約金額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 規格・型式等 | 数量（単位） | 単価（円） | 金額（円） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 上記に係る消費税及び地方消費税の額 |  |
| 契　　　　　約　　　　　金　　　　　額 |  |

３　納入期限　　　　　　年　　　月　　　日まで

４　納入場所

５　契約保証金　　契約金額の100分の10とし、その納入は免除とする。

なお、この契約を履行できなかったときには、契約保証金に相当する額を納入します。

（契約事項）

１　受注者は、この契約事項に従い、日本国の法令を遵守し、表記の契約金額をもって、表記の修繕を表記の工期までに完成すること。

２　受注者は、現場の取締り、その他修繕に関する一切の事項を処理し、また、それらについて発注者の指示があればその指示に従うこと。

３　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

４　受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

５　受注者は、天災その他やむを得ない事由により、工期までに完成の見込みがなくこれを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、発注者に工期の延長について届け出ること。

６　受注者は、目的物の引渡し前に、目的物、材料等について生じた損害又は修繕の施行により生じた損害について、発注者の責に帰すべき事由により生じたものを除きその損害を賠償すること。また、修繕の施行に伴い、第三者に損害を及ぼした場合についても同様とする。

７　発注者は、修繕完成の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行う。受注者は、検査の結果、発注者から修補等を要求されたときは、指定された期間内に修補を行い、完了したときは更に検査を受けること。

８　発注者は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約代金を支払う。なお、契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。次項において「支払遅延防止法」という。）第８条第1項の規定により決定する率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払いを発注者に請求することができる。

９　受注者の責に帰すべき事由により工期内に修繕を完了することができない場合において、発注者は、契約金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における支払遅延防止法第８条第１項の規定により決定する率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払いを受注者に請求することができる。

10　発注者は、目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して目的物引渡しの日から1年間は、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、目的物が金属造、コンクリート造又はこれに類する堅固な建物若しくは機械設備その他土地の工作物である場合は、この期間を２年とする。なお、瑕疵が重要ではなくかつその修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

11　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1)　正当な理由なく、修繕に着手すべき期日を過ぎても修繕に着手しないとき。

(2)　その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に修繕を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3)　契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(4)　前各号のほか、この契約事項に反し、その違反によってこの契約の目的を達成することができないと発注者が認めたとき。

(5)　受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員（役員として登記又は届出をしていないが実質上経営に関与している者を含む。）又はその支店若しくは常時業務の受託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。 以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　受託者が自ら契約するに当たり、その相手方が暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、暴力団員又は暴力団関係者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ウ　受託者が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者である者を受託者が自ら行う契約の相手方としていた場合（イに該当する場合を除く。）に発注者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

12　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

13　受注者は、修繕の施行に当たり、不当介入等（暴力行為、脅迫行為又はこれに類する行為、威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為、正当な理由なく面会を強要する行為、正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為、その他秩序の維持、安全確保又は契約の履行に支障を生じさせる行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに警察に届け出なければならない。また、警察の捜査に協力しなければならない。

14　請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者において協議して定める。